

## 議第119号

### 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成31年 3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成30年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
大津市	239,996,955 <sup>円</sup>	△ 605,718 <sup>円</sup>	239,391,237 <sup>円</sup>
彦根市	155,554,749	△ 19,011,811	136,542,938
長浜市	173,028,023	△ 21,147,385	151,880,638
近江八幡市	60,882,412	△ 5,080,783	55,801,629
草津市	99,345,770	△ 8,290,642	91,055,128
守山市	125,508,616	△ 5,690,672	119,817,944
栗東市	117,396,438	△ 5,434,403	111,962,035
甲賀市	72,127,751	△ 6,019,233	66,108,518
野洲市	61,025,665	△ 5,092,738	55,932,927
湖南市	59,951,269	△ 5,003,076	54,948,193
高島市	130,261,253	14,705,050	144,966,303
東近江市	137,151,393	△ 12,497,490	124,653,903
米原市	47,873,928	△ 5,851,124	42,022,804
日野町	16,903,822	△ 1,410,664	15,493,158
竜王町	20,127,009	△ 1,679,647	18,447,362
愛荘町	37,266,846	△ 4,554,733	32,712,113
豊郷町	10,133,552	△ 1,238,517	8,895,035
甲良町	11,270,024	△ 1,377,415	9,892,609

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	11,270,024 <sup>円</sup>	△ 1,377,415 <sup>円</sup>	9,892,609 <sup>円</sup>
<b>計</b>	<b>1,587,075,499</b>	<b>△ 96,658,416</b>	<b>1,490,417,083</b>

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成30年10月12日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第131号）」の金額を改めようとするものである。